明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働三一）　二
〔告　示〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働八一）　六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同八二）　三
○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（同八三）　二四
○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同八四）　三
○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件（同八五）　三三
○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同八六）　二四
○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（同八七）　一四
○厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（同八八）　一四
○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同八九）　一四
○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件（同九〇）　一五
○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（同九一）　一五
○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等を廃止する件（同九二）　一六
○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同九三）　一六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（同九四）　一七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（同九五）　一七
○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（同九六）　一七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件（同九七）　一七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同九八）　一七
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同九九）　一七
○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一〇〇）　二〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一〇一）　二四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一〇二）　二六
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一〇三）　二三
○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件（同一〇四）　二四
○児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（同一〇五）　二三〇
○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同一〇六）　二三一
○厚生労働大臣が定める送迎の一部を改正する件（同一〇七）　二三一
○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（同一〇八）　二三三
○厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件（同一〇九）　二四一
○厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件（同一一〇）　二四四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一一一）　二五一
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一一二）　二五三
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件（同一一三）　二五五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（同一一四）　二五六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件（同一一五）　二六
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件（同一一六）